

新潟県中越沖地震で被災した世帯の学生の皆さんへ

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震で被災した災害救助法適用地域の世帯の学生で、このことにより今後の修学が経済的理由により困難になった方は、教育・学生支援系奨学厚生グループ奨学チーム（電話：03-5841-2547、2548）にご相談ください。

・災害救助法の適用地域

平成19年7月16日からの新潟県中越沖地震による被害地域

(新潟県) 長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、

三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村、三条市、

十日町市、燕市、南魚沼市（7月25日追加）

平成19年8月1日

教育・学生支援系奨学厚生グループ